

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現行				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期
1・1の2	〔略〕				1・1の2	〔略〕			
2	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	1件につき 30,600円	許可申請のとき。	〔同左〕	〔同左〕	旅館業許可申請手数料	1件につき 30,600円	〔同左〕
		(1) 旅館・ホテル営業					(1) ホテル営業	1件につき 30,600円	
		(2) 簡易宿所営業	1件につき 16,500円				(2) 旅館営業	1件につき 30,600円	
		(3) 下宿営業	1件につき 16,500円				(3) 〔同左〕	〔同左〕	
(4) 〔同左〕		(4) 〔同左〕	〔同左〕						
3～88	〔略〕				3～88	〔略〕			
3 〔略〕					3 〔略〕				

付 則

- この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の別表 2 保健衛生・環境関係の部2の項の旅館・ホテル営業に係る許可の申請に対する審査は、この条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、改正後の別表 2 保健衛生・環境関係の部2の項の規定の適用については、同項中「旅館業法」とあるのは「旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第2項の規定により与えることができることとされる同法による改正後の旅館業法」と、「に基づく」とあるのは「の例による」とする。